平成　22　年　　12月　補正予算要求事業調書

1　予算要求事業の概要

No.	事業名(予算の事務事業名)	区分		
22	農業災害対策事業	(新規)	拡大	継続

会計区分	款	項	目	所管
一般会計	6	1	3	経済局　経済部　農業政策課

事務事業の位置付け

しあわせ倍増プラン2009	番号		事業名	
総合振興計画新実施計画	事業コード		事業名	
根拠法令・条例・規則等	埼玉県農業災害対策特別措置条例　さいたま市農業災害対策要綱			

予算要求事業の概要

内容

平成22年夏の猛暑により埼玉県内において県産ブランド米「彩のかがやき」などが、高温障害による規格外米が多発し、県が特別災害指定を行うこととなったため、市も同指定により、市内水稲農家へ農業災害対策補助金の交付を行います。
1　市内水稲農家への農業災害対策補助金の交付(県費１／２、市費１／２)

目的・目標

<目的>
平成22年夏の猛暑により埼玉県内において県産ブランド米「彩のかがやき」などが、高温障害による規格外米が多発し、県が特別災害指定を行うこととなったため、市も同指定により、市内水稲農家へ農業災害対策補助金の交付を行うことによる支援を行います。

<目標(平成22年度末)>
1　市内水稲農家への農業災害対策補助金　　560,860円
　　被害水稲農家件数　28件　被害面積　967ａ

現状と課題

<現状(平成22年10月時点)>
1　今夏の猛暑により県内産水稲「彩のかがやき」等に高温障害が発生し規格外米が多発
2　埼玉県より規格外相当米の県農業災害対策特別措置の特別災害指定の被害概況調査依頼
3　市内水稲の被害概況調査報告

<課題>
1　水稲「彩のかがやき」等の規格外米の多発による稲作経営の影響
2　水稲農家の次期作の種苗や肥料などの資金不足
3　水稲農家へのすみやかな補助金交付の必要

今後のスケジュール

・平成22年11月　埼玉県が農業災害対策特別措置条例により特別災害の指定

・平成22年12月　埼玉県議会で農業災害対策特別措置条例の改正

・平成23年２月　市より被害農家に農業災害対策補助金の交付

2　補正予算要求の理由と効果

要求理由	緊急性	①平成22年夏の猛暑により埼玉県内において県産ブランド米「彩のかがやき」等が高温障害による規格外米が多発し、県が平成22年11月に特別災害指定を行うこととなったため。 ②市も県の特別災害指定により、水稲農家への農業災害対策補助金の交付を平成22年度内に行い、支援を行うため。
	実施義務	根拠法令等 埼玉県農業災害対策特別措置条例　さいたま市農業災害対策要綱
	他市の実施状況	政令市： 県内他市：被害市実施(鴻巣市、桶川市、北本市ほか)
効果	対象者	市内の被害水稲農家
	効果	高温障害等の災害を受けた市内水稲農業を営むものに、次期作の種苗や肥料などの補助金の交付支援を行い、農業生産力の維持、農業経営の安定を図る。

3　当初予算と補正予算要求の内容

(単位：千円)

	区分	金額	備考
平成22年度	当初予算	0	<積算内訳>
	財源内訳		
12月補正予算	補正予算要求	561	<積算内訳> 1　市内水稲農家への農業災害対策補助金交付 (１)　種苗購入費　10a当たり1,800円×967a＝174,060円 (２)　肥料購入費　10a当たり4,000円×967a＝386,800円
	財源内訳		
	①　県支出金	280	
	②　一般財源	281	
			・県補助金　補助率　１／２
	財政局長査定	561	<査定内容> 1　市内水稲農家への農業災害対策補助金交付 (１)　種苗購入費　10a当たり1,800円×967a＝174,060円 (２)　肥料購入費　10a当たり4,000円×967a＝386,800円
	財源内訳		
	①　県支出金	280	
	②　一般財源	281	
			・県補助金　補助率　１／２
	<査定理由> 県の条例改正に伴う事業であること、また被害を受けた農家への補償については速やかに行う必要性があることから、必要な事業であると判断し、12月補正予算に計上することとしました。		
	市長査定	561	<査定内容> 1　市内水稲農家への農業災害対策補助金交付 (１)　種苗購入費　10a当たり1,800円×967a＝174,060円 (２)　肥料購入費　10a当たり4,000円×967a＝386,800円
	財源内訳		
	①　県支出金	280	
	②　一般財源	281	
			・県補助金　補助率　１／２
	<査定理由> 財政局長査定の内容及び理由について、適正と認められるため、財政局原案のとおりとしました。		